

電柱広告お取り決め事項

1. 広告の申し込み

お客様は、北電興業株式会社（以下、「当社」という。）または当社の代理店に対し当社の定めた申込書に所定の事項を記入の上、お申し込みいただくものとします。ただし、お申し込み後契約成立までの間に電柱の変容または関係する諸法令等による規制ならびに当社基準の制約により掲出できない場合があります。

2. 申し込み取消しによる費用負担

お申し込み後広告掲出までの間に、お客様の事情によりお申し込みを取り消された場合は、それまでに要した実費をお支払いいただきます。

3. 契約成立日

契約成立はお客様のお申し込みにより、所定の電柱に広告を掲出した日をもって、契約成立日といたします。

4. 契約開始日のお知らせ

契約開始日は電柱広告掲出内容通知書をもってお客様にお知らせいたします。契約開始日は原則として、広告を掲出した翌日となります。

5. 契約期間

契約期間は、原則として、広告を掲出した翌日から1年間です。契約期間満了の1ヶ月前までにお申し出がない場合は、引き継ぎ1年、契約期間を延長いたします。以後この例によります。

また、追加のお申し込みで既契約に統合する場合は、既契約の契約期間に合わせます。その場合、初年度の広告料は日割り計算となります。

なお、契約期間について、お客様の止むを得ない事情がある場合は、別途相談させていただきます。

6. 短期契約の契約期間

契約期間は、原則として、広告を掲出した翌日から半年間です。契約期間を延長される場合は、契約期間満了の1ヶ月前までにご連絡をお願いいたします。

7. 掲出広告の保守管理

当社は掲出広告を保持するための保守管理を行うものとし、広告が汚損、破損していると当社が認めた場合および紛失している場合は、当社の負担で補修または再掲出いたします。

8. 製作料

お申し込みの広告看板の製作および電柱への設置費用として所定の製作料をお支払いいただきます。電柱に掲出した広告看板およびその付属物は当社所有となります。

9. 創作デザイン料・版下製作料

お客様のご希望により、オリジナルデザインの創作ならびに版下製作を要する場合は別途所定の料金をお支払いいただきます。第三者の版権・意匠権・肖像権・所有権・商標権・特許権・実用新案権を侵害する恐れがあるものはお受けできません。

10. 広告料金

契約期間中は所定の年間広告料をお支払いいただきます。なお、広告料には、官公署に対する諸公課を含みます。

11. 広告料金の改定

一般経済情勢の変化および広告掲出のための諸費用の変動等に応じ、契約期間であっても広告料金を改定させていただく場合があります。この場合は少なくとも2か月前に予めお知らせいたします。

12. 希望取替料・一部修正料・移設料

お客様のご希望により、広告内容を改変する場合、または掲出柱を変更する場合は別途所定の料金をお支払いいただきます。

13. 料金の支払日および支払方法

広告料金等のお支払いは、当社または代理店の請求に基づき支払期限までに、指定口座にお振込みいただきます。

14. 中途廃止

お客様の都合により、契約期間中の途中で廃止された場合は、広告料はお返しいたしません。

15. 法令・官庁などの指示による場合の改廢および変更

関係する諸法令の変更、官庁・電柱所有者の指示、地域の変容など止むを得ぬ場合は契約期間中でも広告の改廢および掲出柱の変更を行うことがあります。広告の改廢、変更に要する費用は当社にて負担しますが、これにより、お客様に営業損失が発生しても、当社はその責任を負いません。なお、お客様の責任によらず、広告が電柱から取り外された場合は、不掲出期間に応じて当社の規定に基づき広告料金をお戻しいたします。

16. 契約の解除

当社またはお客様が上記各項に反した場合は相当の期間を定めて催告し、その期間内に義務を果たさない場合はいつでも契約を解除することができます。

17. 反社会的勢力の排除

当社およびお客様、または関係者が反社会的勢力に該当しないこと、および暴力的な要求行為、法的責任を超える不当な要求行為、詐欺・脅迫的行為、業務妨害行為、その他これらに準ずる行為を行わないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを相互に確約します。これに反した場合は、何らの催告をせず、契約を解除することができます。

18. 個人情報の取り扱い

当社は、個人情報に関する法令、およびその他社会的規範を遵守し、個人情報を取り扱います。